

○津田総合公園外 2 施設の利用料金表○

1 津田総合公園

施設名	単位	使用料
野球場	1 時間	市内 1, 2 5 0
		市外 2, 5 0 0
野球場照明設備	3 0 分間	市内 1, 5 0 0
		市外 3, 0 0 0
ゲートボール場	1 時間 (1 コート)	市内 3 0 0
		市外 6 0 0
テニス場	1 時間 (1 コート)	6 0 0
テニス場照明設備	3 0 分間 (1 コート)	6 0 0

2 長尾総合公園

施設名	単位	使用料
野球場	1 時間	市内 1, 2 5 0
		市外 2, 5 0 0
野球場照明設備	3 0 分間	市内 1, 5 0 0
		市外 3, 0 0 0
野 球 場 本 部 室 冷 暖 房 設備	1 時間	市内 6 0 0
		市外 1, 2 0 0
多目的広場	1 時間	市内 1, 2 0 0
		市外 2, 4 0 0
多目的広場照明設備	3 0 分間	市内 4 5 0
		市外 9 0 0
テニス場	1 時間 (1 コート)	平日 6 0 0
		土曜日、日曜日及び休日 1, 0 0 0
テニス場照明設備	3 0 分間 (1 コート)	6 0 0
野外ステージ	1 時間	市内 1, 5 0 0
		市外 3, 0 0 0
野 外 ス テ ー ジ 照 明 設 備	3 0 分間	市内 2 0 0
		市外 4 0 0
野外炊飯施設	1 回 (1 基)	市内 4 5 0
		市外 9 0 0
パターゴルフ	1 ラウンド	4 0 0

研修センター	1 時間	市内 1, 2 0 0
		市外 2, 4 0 0
コテージ	定員 5 人用	土曜日及び休日の前日 1 5, 0 0 0
		日曜日及び休日 1 3, 0 0 0
		平日 1 2, 0 0 0
	定員 7 人用	土曜日及び休日の前日 2 0, 0 0 0
		日曜日及び休日 1 8, 0 0 0
		平日 1 7, 0 0 0
器具	1 日	規則で定める額
備考		
1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を、「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。 2 コテージの使用において定員を超えるときは、超過する 1 人につき 1, 5 0 0 円を加算する。 3 コテージの使用において、小学校就学前の者は使用者の人数に含めないものとし、その者の使用料は無料とする。 4 コテージの使用において、4 月 2 8 日から 5 月 5 日まで及び 7 月 2 0 日から 8 月 3 1 日までの期間については、休日の前日とみなす。 5 コテージの使用において、使用許可を受けた者以外の使用があった場合は、当該使用料の 2 倍の額を徴収するものとする。		

3 志度総合運動公園

施設名	単位	使用料
野球場	1 時間	市内 1, 2 5 0
		市外 2, 5 0 0
野球場照明設備	3 0 分間	市内 1, 5 0 0
		市外 3, 0 0 0
運動広場	1 時間	市内 5 0 0
		市外 1, 0 0 0
運動広場照明設備	3 0 分間	市内 9 0 0
		市外 1, 8 0 0
テニス場	1 時間 (1 コート)	6 0 0
テニス場照明設備	3 0 分間 (1 コート)	6 0 0